

# 土砂災害特別警戒区域内の建築物の 改修・移転を支援します

がけ崩れ・土石流などの土砂災害の発生により建築物に損壊が生じ、生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる地域について、京都府が「土砂災害特別警戒区域」を指定しています。

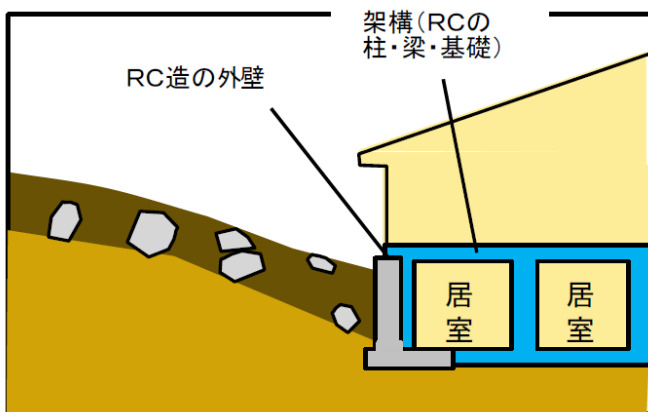
土砂災害から生命及び財産を保護するため、土砂災害特別警戒区域内に建築されている住宅等を改修または住宅を移転される場合、国・府・市がその費用の一部を補助します。

## ● 住宅等土砂災害対策改修支援事業の概要 【詳細は裏面①へ】

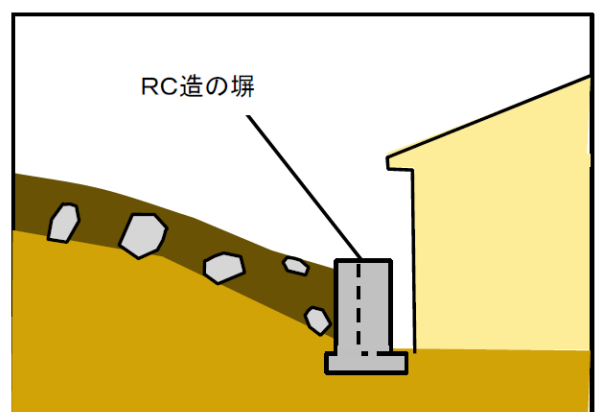
住宅または居室を有する建築物が、流入する土砂・土石流に耐えられる構造になるように、鉄筋コンクリート造の塀や外壁を設けるために要する工事費の一部を補助します。

### 【土砂災害対策改修の例】

#### 1. 外壁を補強する場合

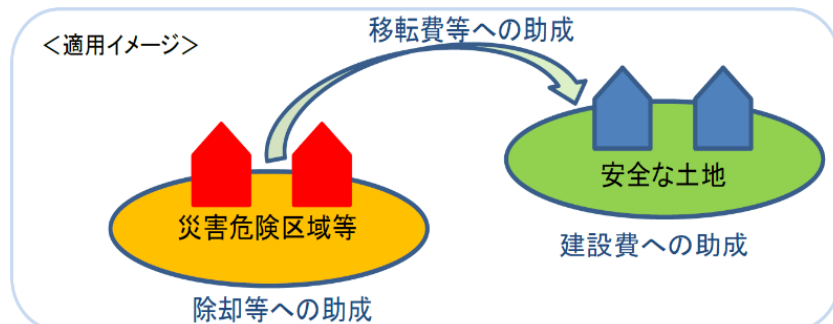


#### 2. 新たに塀を設置する場合



## ● がけ地近接等危険住宅移転事業の概要 【詳細は裏面②へ】

土砂災害特別警戒区域内にある住宅(危険住宅)について、住宅を除却する費用と、区域外に新たな住宅を建設・購入するために金融機関等から借り入れた資金にかかる利子の全部または一部を補助します。



## ① 城陽市住宅等土砂災害対策改修支援事業について

対象となる建築物 ※右の要件のすべて に当てはまること	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域内にあり、特別警戒区域に指定される前に建築された住宅・居室を有する建築物</li> <li>建築基準法施行令第80条の3に規定する構造を満たしていないこと</li> </ul>
申請できる人	住宅等の所有者・居住者・居住予定者で、市税を滞納していない人
補助金の上限額	改修工事に要する費用に23%を乗じた額 (1棟当たりの上限額:75万9千円)

## ② 城陽市がけ地近接等危険住宅移転事業について

対象となる建築物 ※右の要件のすべて に当てはまること	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域内にあり、特別警戒区域に指定される前に建築された住宅(※空き家を除く)</li> <li>建築基準法施行令第80条の3に規定する構造を満たしていないこと</li> </ul>
申請できる人	住宅の居住者で、市税を滞納していない人
補助金の上限額	除却費用:97万5千円 建物の建設・購入の費用:319万円 土地の購入費用:96万円

## ● その他

### ※ 注意事項

- ・ 交付申請の前に、あらかじめ補助対象の要件に該当するかどうか確認するため、**事前相談をお願いします。**(建築物の図面、現況の写真などをご用意ください)
- ・ 工事やローンの契約は必ず交付決定の通知を受けた後に行ってください。**先に契約されると補助の対象になりません。**

### ※ 問い合わせ先

補助金の内容・事前相談について	都市整備部 都市政策課 開発指導係 電話:0774-56-4067(直通)
土砂災害特別警戒区域について	危機・防災対策課 危機・防災対策係 電話:0774-56-4045(直通)